

小金井市家庭廃棄物指定収集袋の外袋への広告掲載取扱基準

(趣旨)

第1条 この基準は、小金井市広告掲載取扱要綱（平成24年9月18日制定。以下「要綱」という。）第4条及び第5条の規定に基づき、小金井市家庭廃棄物指定収集袋の外袋（以下「外袋」という。）に掲載する広告について必要な事項を定めるものとする。

(広告を掲載する外袋の種類、印刷予定組数、広告の規格及び掲載料)

第2条 広告を掲載する外袋の種類、印刷予定組数、広告の規格及び掲載料は、別表第1のとおりとする。

(広告の掲載位置)

第3条 広告の掲載位置は、市が指定するものとする。

(広告の掲載期間)

第4条 広告の掲載期間は、おおむね毎年9月から翌年8月までとする。

(広告掲載の基準)

第5条 広告の掲載に当たっては、別表第2に定める業種については、掲載の都度、要綱及び同表に定める基準に基づいて審査し、掲載の可否を決定するものとする。

2 別表第2に記載のない業種については、要綱に定める基準のほか、そのサービス、商品等についての必要な許可又は免許等の有無及び広告表示関連法令等の違反の有無等に基づいて審査し、掲載の可否を決定するものとする。

(その他)

第6条 この基準に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

別表第1（第2条関係）

種類		印刷予定組数	規格(縦×横)	掲載料	刷色
可燃ごみ用指定収集袋	小袋(100相当)	174,000	55mm×135mm	138,000円	1色刷り(下地は白色)
	中袋(200相当)	185,000	75mm×160mm	237,000円	
不燃ごみ用指定収集袋	小袋(100相当)	93,000	45mm×135mm	60,000円	1色刷り(下地は白)

袋	中袋(200 相当)	164,000	60mm×1 60mm	168,0 00円	色)
---	---------------	---------	----------------	--------------	----

別表第2 (第5条関係)

業種	基準	主な関係法令
古物商、 リサイクル ルショップ 等	(1) 営業形態に応じて、必要な法令等に基づく許可 等を受け、その番号を表示すること。 (2) 一般廃棄物処理業に係る市長の許可を取得し ていない場合は、廃棄物を処理できる旨の表示は しないこと。 例：「回収」「引取り」「処理」「処分」「撤去」 「廃棄」等	廃棄物の処理及 び清掃に関する 法律(昭和45年 法律第137号)
販売店	小金井市一般廃棄物指定収集袋の取扱店でないこ と。	